

第 31 回 砂川市農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和 8 年 1 月 23 日 (金) 午後 1 時 30 分から午後 2 時 13 分

2. 開催場所 砂川市役所 2 階 中会議室

3. 出席委員 (13人)

会長	13番	関尾 一史			
委員	1番	片桐 幸示	2番	渡部 延三	
	3番	高橋 凌	4番	竹田 安宏	
	5番	菊地 匡	6番	井上 善博	
	7番	笹島 敏彦	8番	渡邊 達郎	
	9番	猿渡万里子	10番	角丸 章	
	11番	小野寺一晃	12番	垣野 芳博	

4. 欠席委員 (0人)

5. 議事日程

報告第 1 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による届出書の受理について

議案第 1 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定による
農用地利用集積等促進計画の要請について

議案第 2 号 現況証明願について

議案第 3 号 「砂川市特別職の職員で非常勤のものとの給与及び費用弁償に関する条例」の一部を改正する条例の制定について

その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 野田 勉

事務局次長 奥山 雅喜

事務局事務係長 佐々木也一

7. 会議の概要

事務局次長 皆様、お疲れ様です。定刻となりましたので、ただいまより第 31 回砂川市農業委員会定例総会を開会いたします。

本日の総会の出席委員数は、砂川市農業委員会規則第 6 条の規定に定める定数を満たしておりますので、総会は成立していることを報告いたします。

それでは、会長よりご挨拶をいただき、以降、会長のお手元で議事進行をお願いいたします。

会長
議長

<開会挨拶>

はじめに、本日の議事録署名人の指名ですが、議席番号 11 番の小野寺一晃委員と、12 番の垣野芳博委員です。よろしくをお願いいたします。

それでは、報告に入ります。

報告第 1 号「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について」事務局より説明願います。

事務局

では、報告第 1 号をご説明いたします。議案の 1 ページをお開き願います。

案件は 3 件です。1 番、届出者は、

。土地の所在は、空知太 299 番 6、地目は公簿が田で現況が河川敷、面積 991 m²、以下、記載のとおり計 3 筆、面積 2,259 m²、令和 7 年 2 月 25 日、相続により所有権を取得したものです。本件は、が亡くなられたことにより、が相続したものです。12 月 17 日に届出を受理して、12 月 18 日、受理通知を交付、あっせんの希望は無し、既に専決処分としています。図面は 19 ページに、第 1 号図を添付しておりますのでご参照願います。

次に 2 ページをご覧ください。2 番、届出者は、

。土地の所在は、北光 160 番 1、地目は公簿・現況とも畑、面積 18,664 m²、以下、記載のとおり計 4 筆、面積 49,425.91 m²、令和 7 年 10 月 4 日、相続により所有権を取得したものです。本件は、が亡くなられたことにより、が相続したものです。12 月 25 日に届出を受理して、12 月 26 日、受理通知を交付、あっせんの希望は無し、既に専決処分としています。図面は 20 ページに、第 2 号図を添付しておりますのでご参照願います。補足ですが、こちらの農地につきましては、数年前より、ご本人とご主人、そしての孫であたる息子さんがと一緒に耕作していたため、今後は、ご家族が耕作をしていく予定です。

続きまして、3 ページをお開き願います。3 番、届出者は、

。土地の所在は、吉野 4 条南 8 丁目 342 番、地目は公簿が原野で現況が田、面積 208 m²、以下、記載のとおり計 19 筆、面積 134,418 m²、令和 7 年 5 月 30 日、相続により所有権を取得したものです。本件は、が亡くなられたことにより、弟さんのが相続したものです。1 月 6 日に届出を受理して、同日、受理通知を交付、あっせんの希望は無し、既に専決処分としています。図面は 21 から 23 ページに、第 3・4・5 号図を添付しておりますのでご参照願います。以上、ご報告いたします。

議長

只今、報告第 1 号の説明がありました。ご質問等ございましたら、

全員
議長
全員
議長

なし。

それでは質問がないようですので、報告のとおり承認してよろしいですか。
異議なし。

それでは本件を承認いたします。

続きまして、議案第1号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定による農用地利用集積等促進計画の要請について」、1番から5番までを事務局より提案願います。

事務局

では、議案第1号の1番から5番をご説明いたします。議案の4ページをご覧ください。本日、議案第1号について、12番までありますが、すべて継続案件となっております。

それでは、1番、計画番号は令和7年度使第2号、公告予定年月日は令和8年2月20日、申出者は、西豊沼東地区農用地利用改善組合 組合長 浦隆男さん、出し手・貸主は、XXXXXXXXXX、借主及び転貸主は、札幌市中央区北5条西6丁目1番地23、北海道農業公社、受け手・転借主は、XXXXXXXXXX、農地の所在等は西豊沼110番1の内、地目は公募が田で現況が畑、面積1,732㎡、以下、記載のとおり計5筆、面積36,153㎡、対価は無償、期間は令和8年2月20日から令和9年12月31日までの1年11か月、法律関係は使用貸借、図面は24ページ、第6号図に示しております。本件の要件確認については、別紙1の調査書のとおり、必要な要件を満たしているため、要請できる案件と考えます。また、本件は売買を前提としていることから、賃貸借から使用貸借へ変更しており、今後、売買のための準備を行っていく予定です。

次に5ページをお開き願います。2番、計画番号は令和7年度貸第5号、公告予定年月日は令和8年2月20日、申出者は、西豊沼南地区農用地利用改善組合 組合長 東英男さん、出し手・貸主は、XXXXXXXXXX、借主及び転貸主は、札幌市中央区北5条西6丁目1番地23、北海道農業公社、受け手・転借主は、XXXXXXXXXX、農地の所在等は西豊沼307番3、地目は公募・現況とも田、面積1,239㎡、以下、記載のとおり計4筆、面積11,154㎡、対価は組合長による調整により年額132,000円、これは地積に単価12,000円を乗じた額になります。支払期限等は、毎年12月20日までに指定口座に振り込むこととし、期間は令和8年2月20日から令和10年12月31日までの2年11か月、法律関係は賃貸借、図面は25ページ、第7号図に示しております。本件の要件確認については、別紙2の調査書のとおり、必要な要件を満たしているため、要請できる案件と考えます。

次に3番、計画番号は令和7年度貸第6号、公告予定年月日は令和8年2月20日、申出者は、西豊沼南地区農用地利用改善組合 組合長 東英男さん、出し手・貸主は、XXXXXXXXXX、借主及び転貸主は、札幌市中央区北5条西6丁目1番地23、北海道農業公社、受け手・転借主は、XXXXXXXXXX、農地の所在等は西豊沼330番1の内、地目は公募が畑で現況が田、面積6,911.86㎡、以下、記載のとおり計2筆、面積20,398.86㎡、対価は組合長による調整により年額240,000円、これは地積に単価12,000円を乗じた額になります。支払期限等は、毎年12月20日までに指定口座に振り込むこととし、期間は令和8年2月20日から令和10年12月31日までの2年11か月、法律関係は賃貸借、図面は25ページ、第7号図に示しております。本件の要件確認については、別紙3の調査書のとおり、必要な要件を満たしているため、要請できる案件と考えます。

次に7ページをお開き願います。4番、計画番号は令和7年度賃第7号、公告予定年月日は令和8年2月20日、申出者は、西豊沼南地区農用地利用改善組合 組合長 東英男さん、出し手・貸主は、XXXXXXXXXX、借主及び転貸主は、札幌市中央区北5条西6丁目1番地23、北海道農業公社、受け手・転借主は、XXXXXXXXXX、農地の所在等は豊沼町33番、地目は公募・現況とも田、面積2,902㎡、以下、記載のとおり計3筆、面積5,394㎡、対価は組合長による調整により年額63,000円、これは地積に単価12,000円を乗じた額になります。支払期限等は、毎年12月20日までに指定口座に振り込むこととし、期間は令和8年2月20日から令和9年12月31日までの1年11か月、法律関係は賃貸借、図面は26ページ、第8号図に示しております。本件の要件確認については、別紙4の調査書のとおり、必要な要件を満たしているため、要請できる案件と考えます。

次に5番、計画番号は令和7年度賃第8号、公告予定年月日は令和8年2月20日、申出者は、西豊沼南地区農用地利用改善組合 組合長 東英男さん、出し手・貸主は、XXXXXXXXXX、借主及び転貸主は、札幌市中央区北5条西6丁目1番地23、北海道農業公社、受け手・転借主は、XXXXXXXXXX、農地の所在等は西豊沼183番、地目は公募・現況とも田、面積6,942㎡の1筆、対価は組合長による調整により年額88,000円、これは水張面積に単価12,000円を乗じた額になります。支払期限等は、毎年12月20日までに指定口座に振り込むこととし、期間は令和8年2月20日から令和10年12月31日までの2年11か月、法律関係は賃貸借、図面は23ページ、第5号図に示しております。本件の要件確認については、別紙5の調査書のとおり、必要な要件を満たしているため、要請できる案件と考えます。以上、ご審議をお願いいたします。

議長 只今、議案第1号の1番から5番の説明がありましたらご質問・ご意見等ございませんか。

全員 なし。

議長 質問がないようですので、本件については異議なしと認めることとしてよろしいですか。

全員 異議なし。

議長 それでは異議なしと認め、北海道農業公社に要請することといたします。

続きまして、議案第1号の6番を審議いたしますが、受け手がXXXXXXXXXX委員となっておりますので、XXXXXXXXXX委員は、審議終了までご退席をお願いいたします。

<XXXXXXXXXX委員退席>

議長 それでは、事務局より提案願います。

事務局 では、議案第1号の6番をご説明いたします。議案の9ページをお開き願います。

6番、計画番号は令和7年度賃第9号、公告予定年月日は令和8年2月20日、申出者は、西豊沼南地区農用地利用改善組合 組合長 東英男さん、出し手・貸主は、XXXXXXXXXX、借主及び転貸主は、札幌市中央区北5条西6丁目1番地23、北海道農業公社、受け手・転借主は、XXXXXXXXXX、農地の所在等は西豊沼178番1、地目は公募・現況とも田、面積4,980㎡、以下、記載のとおり計4筆、面積37,531㎡、対価は組合長による調整により年額409,000円、これは水張面積に単価12,000円を乗じた額になります。支払期限等は、毎年12月20日までに指定口座に振り込むこととし、期間は令和8年2月20日から令和10年12月31日までの2年11か月、法律関係は賃貸借、図面は23ページ、第5号図に示して

おります。本件の要件確認については、別紙6の調査書のとおり、必要な要件を満たしているため、要請できる案件と考えます。

以上、ご審議をお願いいたします。

議長

只今、議案第1号の6番の説明がありましたらご質問・ご意見等ございませんか。

全員

なし。

議長

質問がないようですので、本件については異議なしと認めることとしてよろしいですか。

全員

異議なし。

議長

それでは異議なしと認め、北海道農業公社に要請することといたします。

続きまして、議案第1号の7番を審議いたしますが、出し手が■■■■委員、受け手が■■■■委員となっておりますので、■■■■委員は、審議終了までご退席をお願いいたします。

<■■■■委員退席>

議長

それでは、事務局より提案願います。

事務局

では、議案第1号の7番をご説明いたします。議案の10ページをご覧ください。

7番、計画番号は令和7年度貸第10号、公告予定年月日は令和8年2月20日、申出者は、西豊沼南地区農用地利用改善組合 組合長 東英男さん、出し手・貸主は、■■■■、借主及び転貸主は、札幌市中央区北5条西6丁目1番地23、北海道農業公社、受け手・転借主は、■■■■、農地の所在等は豊沼町25番1の内、地目は公募・現況とも田、面積7,800㎡、以下、記載のとおり計2筆、面積8,011㎡、対価は組合長による調整により年額92,000円、これは水張面積に単価12,000円を乗じた額になります。支払期限等は、毎年12月20日までに指定口座に振り込むこととし、期間は令和8年2月20日から令和10年12月31日までの2年11か月、法律関係は賃貸借、図面は26ページ、第8号図に示しております。本件の要件確認については、別紙7の調査書のとおり、必要な要件を満たしているため、要請できる案件と考えます。以上、ご審議をお願いいたします。

議長

只今、議案第1号の7番の説明がありましたらご質問・ご意見等ございませんか。

全員

なし。

議長

質問がないようですので、本件については異議なしと認めることとしてよろしいですか。

全員

異議なし。

議長

それでは異議なしと認め、北海道農業公社に要請することといたします。

では、ここで■■■■委員と■■■■委員に着席していただきます。

<■■■■委員、■■■■委員着席>

議長

それでは、8番から10番を事務局より提案願います。

事務局

では、議案第1号の8番から10番をご説明いたします。議案の11ページをお開き願います。

8番、計画番号は令和7年度使第3号、公告予定年月日は令和8年2月20日、申出者は、農地流動化推進員 片桐幸示さん、出し手・貸主は、■■■■、借主及び転貸主は、札幌市中央区北5条西6丁目1番地23、北海道農業公社、受け手・転借主は、■■■■、農地の所在等は東豊沼193番、地目は公募・現況とも田、

面積 8,644 m²、以下、記載のとおり計 5 筆、面積 46,490 m²、対価は無償、期間は令和 8 年 2 月 20 日から令和 8 年 12 月 31 日までの 11 か月、法律関係は使用貸借、図面は 27 ページ、第 9 号図に示しております。本件の要件確認については、別紙 8 の調査書のとおり、必要な要件を満たしているため、要請できる案件と考えます。本件は売買を予定としておりますが、分筆が終わっていないため、引き続き使用貸借を結ぶものです。

次に 9 番、計画番号は令和 7 年度貸第 11 号、公告予定年月日は令和 8 年 2 月 20 日、申出者は、北光袋地地区農用地利用改善組合 組合長 竹田安宏さん、出し手・貸主は、XXXXXXXXXX、借主及び転貸主は、札幌市中央区北 5 条西 6 丁目 1 番地 23、北海道農業公社、受け手・転借主は、XXXXXXXXXX、農地の所在等は北光 149 番 3、地目は公募が田で現況が畑、面積 4,700 m²、以下、記載のとおり計 2 筆、面積 6,683 m²、対価は組合長による調整により年額 87,000 円、これは地積に単価 13,000 円を乗じた額になります。支払期限等は、毎年 12 月 20 日までに指定口座に振り込むこととし、期間は令和 8 年 2 月 20 日から令和 8 年 12 月 31 日までの 11 か月、法律関係は賃貸借、図面は 28 ページ、第 10 号図に示しております。本件の要件確認については、別紙 9 の調査書のとおり、必要な要件を満たしているため、要請できる案件と考えます。

次に 13 ページをお開き願います。10 番、計画番号は令和 7 年度貸第 12 号、公告予定年月日は令和 8 年 2 月 20 日、申出者は、北光袋地地区農用地利用改善組合 組合長 竹田安宏さん、出し手・貸主は、XXXXXXXXXX、借主及び転貸主は、札幌市中央区北 5 条西 6 丁目 1 番地 23、北海道農業公社、受け手・転借主は、XXXXXXXXXX、農地の所在等は北光 181 番 1、地目は公募・現況とも畑、面積 11,229 m²、以下、記載のとおり計 4 筆、面積 18,881 m²、対価は組合長による調整により年額 245,000 円、これは地積に単価 13,000 円を乗じた額になります。支払期限等は、毎年 12 月 20 日までに指定口座に振り込むこととし、期間は令和 8 年 2 月 20 日から令和 8 年 12 月 31 日までの 11 か月、法律関係は賃貸借、図面は 29 ページ、第 11 号図に示しております。本件の要件確認については、別紙 10 の調査書のとおり、必要な要件を満たしているため、要請できる案件と考えます。以上、ご審議をお願いいたします。

会長 只今、議案第 1 号の 8 番から 10 番の説明がありましたらご質問・ご意見等ございませんか。

全員 なし。

議長 質問がないようですので、本件については異議なしと認めることとしてよろしいですか。

全員 異議なし。

議長 それでは異議なしと認め、北海道農業公社に要請することといたします。

続きまして、議案第 1 号の 11 番を審議いたしますが、受け手がXXXXXXXXXX委員となっておりますので、XXXXXXXXXX委員は、審議終了までご退席をお願いいたします。

<XXXXXXXXXX委員退席>

議長 それでは、事務局より提案願います。

事務局 では、議案第 1 号の 11 番をご説明いたします。議案の 14 ページをご覧ください。

11 番、計画番号は令和 7 年度貸第 13 号、公告予定年月日は令和 8 年 2 月 20 日、申出者は、北光袋地地区農用地利用改善組合 組合長 竹田安宏さん、出

し手・貸主は、XXXXXXXXXX、借主及び転貸主は、札幌市中央区北5条西6丁目1番地23、北海道農業公社、受け手・転借主は、XXXXXXXXXX、農地の所在等は北光175番2、地目は公募・現況とも畑、面積18,993㎡、以下、記載のとおり計2筆、面積36,158㎡、対価は組合長による調整により年額470,000円、これは地積に単価13,000円を乗じた額になります。支払期限等は、毎年12月20日までに指定口座に振り込むこととし、期間は令和8年2月20日から令和10年12月31日までの2年11か月、法律関係は賃貸借、図面は30ページ、第12号図に示しております。本件の要件確認については、別紙11の調査書のとおり、必要な要件を満たしているため、要請できる案件と考えます。

以上、ご審議をお願いいたします。

議長

只今、議案第1号の11番の説明がありましたらご質問・ご意見等ございませんか。

全員

なし。

議長

質問がないようですので、本件については異議なしと認めることとしてよろしいですか。

全員

異議なし。

議長

それでは異議なしと認め、北海道農業公社に要請することといたします。

では、ここでXXXX委員に着席していただきます。

<XXXX委員着席>

議長

それでは、12番を事務局より提案願います。

事務局

では、議案第1号の12番をご説明いたします。議案の15ページをお開き願います。

12番、計画番号は令和7年度貸第14号、公告予定年月日は令和8年2月20日、申出者は、北光袋地地区農用地利用改善組合 組合長 竹田安宏さん、出し手・貸主は、XXXXXXXXXX、借主及び転貸主は、札幌市中央区北5条西6丁目1番地23、北海道農業公社、受け手・転借主は、XXXXXXXXXX、農地の所在等は北光151番3、地目は公募・現況とも畑、面積1,560㎡、以下、記載のとおり計3筆、面積14,422㎡、対価は組合長による調整により年額187,000円、これは地積に単価13,000円を乗じた額になります。支払期限等は、毎年12月20日までに指定口座に振り込むこととし、期間は令和8年2月20日から令和8年12月31日までの11か月、法律関係は賃貸借、図面は28ページ、第10号図に示しております。本件の要件確認については、別紙12の調査書のとおり、必要な要件を満たしているため、要請できる案件と考えます。

以上、ご審議をお願いいたします。

議長

只今、議案第1号の12番の説明がありましたらご質問・ご意見等ございませんか。

全員

なし。

議長

質問がないようですので、本件については異議なしと認めることとしてよろしいですか。

全員

異議なし。

議長

それでは異議なしと認め、北海道農業公社に要請することといたします。

続きまして、議案第2号「現況証明願について」、事務局より提案願います。

事務局

では、議案第2号をご説明いたします。議案の16ページをご覧願います。

案件は1件です。1番、願出者及び土地所有者は

XXXXXXXXXX、土地の表示は、吉野1条南5丁目36番81、

公募は畑、面積 133 m²の 1 筆となっております。申請目的は、地目変更登記のためであり、調査の有無は、1 月 19 日に関係委員に確認いただいております。図面は 31 ページ、第 11 号図に示しております。

本件について、第 13 号図をご覧ください。こちらの土地の下部には、現在も排水に使用されている水道管が埋設されており、それに伴い、南側の 36 番 9 から分筆されたことにより、土地が細長い形状をしております。そのため、農地として利用していくことは困難であることから、当該土地については、農地以外であることを証明できると考えております。

以上、ご審議願います。

只今、議案第 2 号の説明がありましたがお質問・ご意見等ございませんか。
なし。

特にご質問・ご意見がないようですので、本件を証明してよろしいですか。
異議なし。

それでは、異議なしと認め証明することといたします。

続きまして、議案第 3 号『「砂川市特別職の職員で非常勤のものの給与及び費用弁償に関する条例」の一部を改正する条例の制定について』、事務局より提案願います。

では、議案第 3 号をご説明いたします。議案の 17 ページと別紙 13 をご覧願います。

こちらについて、別紙 13 の 1 枚目、「砂川市農業委員会委員報酬基準要綱」の第 3 条の (2) をご覧ください。現在、農業委員の報酬は、月額 39,900 円となっておりますが、この要綱では、その内訳が定められております。まず、農業委員としての基本的な業務に係る報酬が 15,960 円、そして農地利用最適化活動に関する業務に係る報酬が 23,940 円となっております。この要綱は、平成 28 年 4 月に「農業委員会等に関する法律」が一部改正され、農地利用最適化活動が必須事務となったことに伴い、最適化業務に係る農業委員の報酬を支援するため、「農地利用最適化交付金」が創設されたことを受けて制定されたものです。

次に、別紙 13 の 2 枚目の条例の新旧対照表をご覧ください。

今ほど申し上げた、農地利用最適化交付金について、国は、近年、会計検査院がこの交付金に関する調査を行っていることを踏まえ、交付金を受けるためには、基本となる月額報酬とは別に、最適化活動に係る報酬を条例で定める必要があるとして、道に対し、市町村への働きかけを行うよう要請し、その改正期限を、今年度末までとしました。このため、本件は、今後も、この交付金を受けるため、砂川市に対し条例改正を要請するものであります。また、今までなぜ条例改正をしなくてよかったのかということ、当初、国と道の協議の結果、この 1 枚目の要綱さえあれば対応できるということになっていました。しかし、会計検査院の調査が入ったことにより、条例改正が必要になりました。

次に、新旧対照表をご覧ください。左側が現行の条例、右側が改正後となっております。改正後に記載の、「年額 287,280 円」につきましては、先程申し上げた、最適化活動に係る報酬 23,940 円の 12 か月分の額になります。また、年額と記載しておりますが、日ごろから最適化活動を推進いただいておりますので、その対価として毎月支給しているものなので、報酬の支払い方法自体は、これまでと変わりはありません。

以上、議案第 3 号のご説明となります。ご審議をお願いいたします。

只今、議案第 3 号の説明がありましたがお質問・ご意見等ございませんか。
なし。

議長
全員
議長
全員
議長

事務局

議長
全員

- 議長 特にご質問・ご意見がないようですので、本件については異議なしとして認めることとしてよろしいですか。
- 全員 異議なし。
- 議長 それでは、異議なしと認め、砂川市に対し条例の改正について要請することといたします。
- 本日の議題は以上ですが、全体を通して委員の皆様から何かございませんか。
- 全員 なし。
- 議長 それでは、特にないようですので、「その他事項」に入ります。では、事務局より説明願います。
- 事務局
1. 議会関連等報告（事務局長）
 - ・なし
 2. 農政課報告（事務局次長）
 - ・農業振興地域整備計画について
 3. 令和7年度空知農業委員会連合会第2回役委員会（事務局）
 - ・日 時 2月12日（木） 16:00～
 - ・場 所 プラザ富士屋（深川市）
 - ・出席予定者 関尾会長、野田事務局長
 4. 「農業委員会委員の募集に関する説明会」の開催（事務局）
 - ・日 時 2月2日（月） 12:30～
 - ・場 所 砂川市役所 2階 大会議室
 - ・対 象 どなたでも参加できます。農業関係団体の代表者、農事組合長、農業委員に案内文を送付しました。
 5. アンケート調査の実施（事務局）
 - ・アンケート
 - （1）農地流動化に関する調査
 - （2）有害鳥獣による作物被害の調査
 - （3）農業経営の「これから」を考える調査
 - ・実施方法 委員各位が担当地区の農業者に配布・回収
 - ・提出期限 2月中旬
 6. 活動記録簿の提出（事務局）
 - ・農業委員として行った活動を記入し、1月分を事務局に提出してください。
 - ・データで提出する方は、メールに添付し事務局へ送信してください。
(メールアドレス：nogyo@city.sunagawa.lg.jp)
 7. 協議会報告（協議会長）
- 議長 只今の報告でご質問等ございませんか。
- 全員 なし。
- 議長 特にないようですので、次回の日程を確認したいと思います。

次回の総会は、令和8年3月25日、水曜日の午後1時半からですのでよろしくお願ひします。

それでは、最後に一言ご挨拶申し上げて閉会したいと思います。

<議長挨拶>

以上で本定例総会を閉会します。お疲れ様でした。

会 長

署名委員

署名委員